

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税 11)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 ガス供給業を行う法人が、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合、法人事業税のガス供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額を控除する。
			《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和10年3月31日までとする。
			《関係条項》 地方税法 附則第9条第10項、 地方税法施行令附則第6条の2第3項 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第7条第4号
5	担当部局		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和2～9年度
7	創設年度及び改正経緯		平成20年度 創設 以降、平成22年度、25年度、28年度、31年度、令和3年度にそれぞれ3年間の延長
8	適用又は延長期間		3年間（令和7年4月1日～令和10年3月31日）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。 《政策目的の根拠》 「エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)」 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応 (11)エネルギーシステム改革の進捗とシステムの深化に向けた取組 ②ガスシステム改革の進捗とシステムの深化に向けた取組
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置によってガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することにより、競争の活性化及び新規参入の促進に寄与している。引き続き公平な競争環境を整備することが重要。																								
10	有効性等	① 適用数	令和2年度:109社、令和3年度:108社、令和4年度:104社、令和5年度:107社、令和6～9年度:106社 なお、令和2～5年度については実績値であり、令和6～9年度については過去の実績を踏まえて算出した推計値である。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り)																								
		② 適用額	適用額(百万円)＝控除託送料金(百万円) 令和2年度:89,107、令和3年度:99,684、令和4年度:96,941、令和5年度:95,303、令和6年度:88,159、令和7年度:81,852、令和8年度:76,148、令和9年度:70,495 ※令和2～5年度は実績、令和6年度～9年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り)																								
		③ 減収額	減収額(百万円)＝控除託送料金(百万円)×税率 令和2年度:1,158、令和3年度:1,296、令和4年度:1,260、令和5年度:1,239、令和6年度:1,146、令和7年度:1,064、令和8年度:990、令和9年度:916 ※令和2～5年度は実績、令和6年度～9年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り)																								
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (政策目的の達成状況) 新規参入者による託送量(実績) (単位:千m³) <table><tr><td>年度</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td></tr><tr><td>託送量</td><td>4,201</td><td>4,581</td><td>5,295</td><td>5,744</td><td>6,813</td></tr><tr><td>年度</td><td>R4</td><td>R5</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>託送量</td><td>6,904</td><td>6,588</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 新規参入者による託送量は増加し、自由化市場の拡大に寄与している。平成29年度の小売全面自由化以降、新規参入者のみならず一般ガス導管事業者同士の競争も活性化され、託送量の拡大が見込まれる。 (達成目標の実現状況) 収入金課税が引き続き適用されるガス小売事業者とそれ以外のガス小売事業者の間における税負担の不均衡を縮小することで、公平な市場環境を確保している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 収入金課税が引き続き適用されるガス小売事業者とそれ以外のガス小売事業者の間で課税方式に差異があるため、同じガス市場において異なる条件での競争が生じることとなるが、本特例措置により、両者間の税負担の不均衡を縮小することで、公平な市場環境を確保することができる。	年度	H29	H30	R1	R2	R3	託送量	4,201	4,581	5,295	5,744	6,813	年度	R4	R5				託送量	6,904	6,588			
年度	H29	H30	R1	R2	R3																						
託送量	4,201	4,581	5,295	5,744	6,813																						
年度	R4	R5																									
託送量	6,904	6,588																									

		⑤ 税込減を是認する理由等	ガスの自由化市場の公平な競争環境が維持され、一層の競争促進が図られることにより、ガス需要家の享受する利益が拡大するとともに、課税の公平性を確保することができるため、税込減とすることの有効性が認められる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	事業税の課税標準の算定に当たり、収入金課税の場合「ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額」を収入金額から控除することは、収入金額を課税標準としないガス小売事業者との課税の公平性の観点から、公平なコスト環境の下での競争を実現するものであり、妥当なものである。 なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	託送収益に関しては、地方税法の収入金課税の対象となる。 自前のガス導管を所有しないガス小売事業者の託送料金に係る事業税が控除されない場合、ガス導管網を所有するガス小売事業者（一般ガス導管事業者等）に比べ、事業税額に相当する分のコストが割高になるという競争上不利な条件に置かれることになり、その結果として、事業機会が損なわれる可能性が生じる。 したがって、事業者の事業機会が損なわれないよう、特例措置によって、ガスの自由化市場における公平な競争環境を整備することによって、事業者の収入の安定化にもつながり、地方の税込の一定程度の確保にも資することになる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月（R3 経産09）